

9 月 1 日現在、大阪府内市町村子どもの医療費助成制度～通院「中学校卒業」は年度内 14 自治体へ。

9 月 1 日付の子どもの医療費助成制度一覧を作成しましたのでお知らせします。これによると、現時点で判明している年度内の通院の状況は以下のようになります。※は所得制限あり

【中学校卒業年度末 14】

大阪市※、堺市、吹田市※、高槻市、八尾市※、富田林市、大東市、箕面市、東大阪市、能勢町※、田尻町、太子町、河南町、千早赤阪村

【小学校卒業年度末 11】

豊中市、池田市、茨木市※、寝屋川市、河内長野市、松原市、柏原市、摂津市※、藤井寺市、大阪狭山市、岬町

【小学校 3 年生年度末 9】

泉大津市、枚方市、和泉市、羽曳野市、門真市、高石市、四條畷市、交野市、忠岡町

【小学校 1 年生年度末 1】

岸和田市

【就学前 8】

貝塚市、守口市※、泉佐野市、泉南市、阪南市、島本町、豊能町※、熊取町、

2014 年度 子どもの医療費助成制度 市町村実施一覧

20140901 現在 大阪社保協調査

	市町村名	通院		備考
		対象年齢	所得制限	
1	大阪市	中学校卒業年度末	児童手当(特例給付)	入通院とも 0-2 歳は所得制限なし
2	堺市	中学校卒業年度末	所得制限なし	
3	岸和田市	小学校 1 年生年度末	所得制限なし	
4	豊中市	就学前	所得制限なし	12 月から通院小学校卒業年度末まで
5	池田市	小学校卒業年度末	所得制限なし	
6	吹田市	中学校卒業年度末	児童手当(特例給付)	
7	泉大津市	小学校 3 年生年度末	所得制限なし	
8	高槻市	中学校卒業年度末	所得制限なし	
9	貝塚市	就学前	所得制限なし	
10	守口市	就学前	児童手当(特例給付)	
11	枚方市	就学前	所得制限なし	10 月から通院小学校 3 年生年度末

12	茨木市	小学校卒業年度末	児童手当(特例給付)	
13	八尾市	就学前	児童手当(特例給付)	12月から通院中学校卒業年度末所得制限あり 0歳児は所得制限なし
14	泉佐野市	就学前	所得制限なし	
15	富田林市	小学校卒業年度末	所得制限なし	10月から通院中学卒業年度末まで
16	寝屋川市	小学校卒業年度末	所得制限なし	
17	河内長野市	小学校卒業年度末	所得制限なし	
18	松原市	就学前	所得制限なし	12月から通院小学校卒業年度末まで
19	大東市	中学卒業年度末	所得制限なし	
20	和泉市	小学校3年年度末	所得制限なし	
21	箕面市	中学校卒業年度末	所得制限なし	
22	柏原市	就学前	所得制限なし	10月から通院小学校卒業年度末まで
23	羽曳野市	小学校3年年度末	所得制限なし	
24	門真市	小学校3年年度末	所得制限なし	
25	摂津市	小学校卒業年度末	就学前所得制限なし、小学生は有、旧児童手当特例給付	
26	高石市	小学校3年年度末	所得制限なし	
27	藤井寺市	就学前	所得制限なし	10月から小学校卒業年度末まで
28	東大阪市	就学前	所得制限なし	2015年1月から通院中学校卒業年度末まで
29	泉南市	就学前	所得制限なし	
30	四條畷市	小学校3年年度末	所得制限なし	
31	交野市	小学校3年年度末	所得制限なし	
32	大阪狭山市	小学校卒業年度末	所得制限なし	
33	阪南市	就学前	所得制限なし	
34	島本町	就学前	所得制限なし	小学生は償還払い
35	豊能町	就学前	児童手当(特例給付)	
36	能勢町	中学校卒業年度末	児童手当(特例給付)	
37	忠岡町	就学前	所得制限なし	10月から通院小学校3年生年度末まで
38	熊取町	就学前	所得制限なし	
39	田尻町	中学校卒業年度末	所得制限なし	
40	岬町	小学校卒業年度末	所得制限なし	
41	太子町	中学校卒業年度末	所得制限なし	
42	河南町	中学校卒業年度末	所得制限なし	
43	千早赤阪村	中学校卒業年度末	所得制限なし	

就学前:16 所得制限あり:8
 中学卒業年度末:11

[大阪府制度の概要]

対象者:(入院)就学前児童 (通院)3歳未満 自己負担:1医療機関あたり入・通院 各500円/日(月2日限度) 1ヶ月あたり負担限度額2,500円

★全国の子どもの医療費助成制度の現状～不十分な大阪府内市町村制度

厚生労働省ホームページでは昨年から全国の子どもの医療費助成制度の詳しい情報がアップされています。<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000040997.html>

厚生労働省のデータによると、2013年4月段階で

- ① 全国 1742 自治体中 984 自治体(56.4%)が完全無料
- ② 1349 自治体(77.4%)が所得制限なし
- ③ 831 自治体(47.7%)が通院中学校卒業まで、155 自治体(8.9%)が高校卒業まで

であり、1年後の今年、さらに前進していることが予想されます。

この全国の制度の状況と照らすと、大阪府内の市町村の制度は前進したものの、「完全無料」がないことなど、制度的にはまだまだ不十分だと言えまます。

★大阪府福祉医療費助成制度に関する研究会開催

子どもの医療費助成制度はじめ福祉医療費助成制度は都道府県の制度に上乗せして各市町村が制度運用をしています。

大阪府の制度が未だ通院が「2歳児まで」という全国一レベルの低い制度であることが大阪府内市町村の制度拡充の足かせとなっていることは事実です。

昨年度の2月府議会で松井大阪府知事が制度拡充について答弁したことから、今年標記の研究会が第一回6月18日、第2回8月8日に開催されました。

この研究会の内容については、以下のページにアップされていますのでご覧ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kokuho/hukusiiryuu/kenkyukai.html>

□8月8日研究会「中間まとめ」に書かれていること

「中間まとめ」では、私たちの今後の運動に参考になるデータがいくつか上げられていましたので以下掲載します。

【考える選択肢の組み合わせと影響】

- * 現行の府補助基準上の助成対象者数 194,300人
- * 上記対象者に係る平成26年度当初予算 76億円

対象年齢	所得制限	対象人数見込(人)	所要額見込(億円)
小学校就学前まで	①現行所得基準	463,400	125.0
	②児童扶養手当基準	231,700	62.5
	③高額療養費一般低位基準	301,210	81.3
	④所得制限なし	509,740	137.5
小学校卒業まで	①現行所得基準	883,700	220.0
	②児童扶養手当基準	441,850	110.0
	③高額療養費一般低位基準	574,405	143.0
	④所得制限なし	972,070	242.0
中学校卒業まで	①現行所得基準	1,113,600	269.6
	②児童扶養手当基準	556,800	134.8
	③高額療養費一般低位基準	723,840	175.2
	④所得制限なし	1,224,960	296.6

モデルケース) 夫婦と子ども2人の場合(扶養家族3人)

- ① 所得 646 万円/収入 860 万円
- ② 所得 306 万円/収入 450 万円
- ③ 所得 357 万円/収入 514 万円

□「おわりに」～今後は大阪府・市長会・町村長会での協議での判断に委ねる

おわりに

はじめにも述べたが、今般の中間とりまとめは、本研究会で、「乳幼児医療費助成を含む市町村支援のあり方」について、いくつかの考えうる選択肢としてとりまとめたものである。

市町村への支援のあり方を検討するにあたっては、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の詳細が判明していない中で、市町村独自の取組や財源の活用などの判断が難しいという意見もあったが、乳幼児医療を他の子育て支援策と一体の子育て支援策として実施する市町村への支援として、現行の乳幼児医療費助成に係る府の市町村支援の総額を拡充することを前提に、その全体の使い方を想定されるいくつかの枠組みに分けて検討してきた。

その中では、乳幼児医療を子育て支援策として、府に先行して独自に制度を拡充してきた市町村に対する支援も可能となるような制度設計を求める意見などもあった。

「平成27年度に向けた子育て支援施策の充実につながる市町村支援のあり方」については、本研究会の中間とりまとめを踏まえて、今後、大阪府及び市長会、町村長会との協議等でご判断いただきたいと考えている。

なお、乳幼児医療を除く障がい者医療等3医療のあり方及び福祉医療費助成全体に関わる給付と負担のあり方については、現在、国において検討されている公費負担医療制度等を見極めつつ、これまでの本研究会における検討結果を踏まえ、引き続き、持続可能な制度の構築に向けて検討することとする。

★ 最低ラインは「通院中学校・所得制限なし」、さらに「完全無料」目指そう！！

大阪府内自治体キャラバン行動でも全市町村でこのこども医療費助成制度の拡充は中心課題であり、多くの自治体は、私たちと同様に大阪府の制度拡充を期待していました。

今後は、地域各地で自治体への要請行動を強めるとともに、今後は府議会にむけた請願、市長会・町村長会への要請行動が求められます。

また通院年齢が「中学校卒業」までとなっている自治体でも、全国的には「完全無料」が主流であること、一人1医療機関あたり1回500円の負担でも厳しい低所得世帯が大阪には多数あることなどから、さらに「完全無料」を追求していきましょう。

2014年度大阪社会保障学校が目前～申込低調、自治体財政・医療介護総合確保法をしっかりと学ぼう！！

9月7日の社会保障学校が目前となりました。しかし、申込状況は非常に低調です。

今回の学校ではまず「自治体財政」についてしっかりと学びます。すでに森裕之先生（立命館大学教授）からは、詳細なレジュメがとどきました。そして午後は、医療介護総合確保推進法について学びます。特にわかりにくい「医療」部分について寺尾正之さんに詳しくお話いただきます。

ぜひ、多数ご参加ください。

2014年度大阪社会保障学校

いま、国会は最終盤を迎えています。

—昨年8月の消費税引き上げと同時に決定した社会保障制度改革。昨年8月に出された社会保障制度改革国民会議報告のキーワードは「2025年」「川上から川下」「地域包括ケア」「都道府県単位」。

いま、具体的に何が起きようとしているのか、そして私たちには何ができるのか。

今年の大阪社会保障学校では2本の記念講演を学ぶことによって考えていきたいと思えます。ぜひご参加ください。

★とき 2014年9月7日(日)開場9時半 開校10時～閉校16時

★ところ 大阪府保険医協会M&Dホール

★記念講演①「地方分権と自治体財政～大阪の市町村の今日的状況と今後」森裕之さん(立命館大学教授)

★記念講演②「政府の医療・介護『総合戦略』でどうなる、どうする」寺尾正之さん(全国保険医団体連合会)

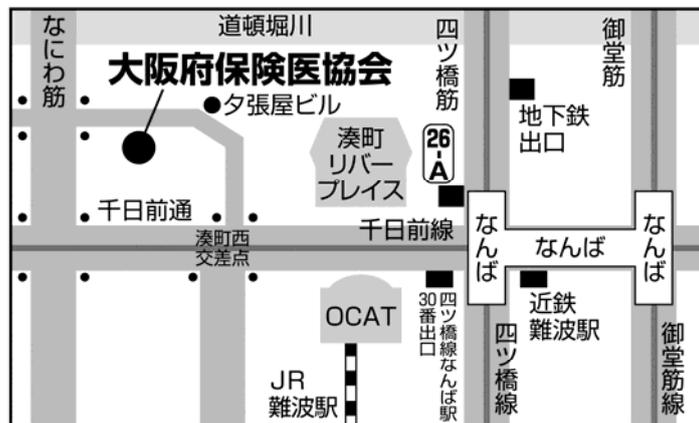
★参加費・資料代 1000円

★規模 150人

★主催 大阪社会保障推進協議会

fax06-6357-0846 メール osakasha@poppy.ocn.ne.jp

★資料印刷の関係上、事前に fax でお申し込みください。



- 地下鉄なんば駅(四ツ橋線・千日前線・御堂筋線)、近鉄なんば駅下車・地下鉄出入口・(26-A)をあげる
- JR 難波駅(OCAT)大阪シティ・エア・ターミナルを西へ、湊町西交差点を右折れ、夕張屋ビルをななめ向かい

2014年度大阪社会保障学校に参加します。

ふりがな

お名前

団体・地域社保協名

連絡先 Tel

fax